

富山県集中改革プランの骨子

1 富山県集中改革プランの構成

- (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合
- (2) 民間委託等の推進（指定管理者制度を含む）
- (3) 定員管理の適正化
- (4) 給与の適正化（手当の総点検、給料表の運用、退職手当等）
- (5) 市町村への権限移譲
- (6) 出先機関の見直し
- (7) 外郭団体の見直し
- (8) 地方公営企業の見直し
- (9) 中央病院の見直し

2 主な内容

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

①事務事業の見直し

「民間で実施できることは民間で」という基本原則の下、次の観点から見直しを進める。

- ・ 事業の必要性
- ・ 行政が行うべきか
- ・ 県が事業主体として適當か
- ・ 民間委託に適した業務ではないか

②政策評価の活用

政策評価を、「成果指標」も活用しながら評価するように見直しを行い、政策目的の達成状況を客観的に検証する。また、個々の事業について政策目標に照らして事業の必要性や有効性をチェックし、政策評価による検証を基に、施策や事業の改善を図り、政策目標の着実な達成に向けて予算に反映させる。

③県単独補助金の見直し

平成18年度当初予算において、25年ぶりに大幅な見直しを実施したが、今後とも、次の視点から見直しを進める。

○見直しの視点

- ・ 「事業効果を明確に立証できない補助金」、「実績が著しく少ない補助金」、「必ずしも補助金がなくても政策目的が達成される補助金」については、原則として廃止する。
- ・ 「一部の地域や市町村を対象とした補助金」や、「地域住民やNPO、市町村等の主体的取組が期待される事業に対する補助金」については、県の役割をふまえ、要否を十分に検討する。
- ・ 「他県の類似補助金に比して過大な補助金」や、「基準財政需要額に比して過大な補助金」については、合理的な理由がある場合を除いて、他県等と同等の水準まで縮減する。
- ・ 「目的・対象等が類似する補助金」については、統合又は規模の見直しを行う。
- ・ 「個人の財政支援等を目的とする補助金」については、支援対象範囲の限定や、対象者が負担を担う仕組みを導入する。

(2) 民間委託等の推進

①民間委託の推進

- ・ 「民間委託等推進ガイドライン」に基づき、事務事業の見直し等を通じて、新たな民間委託の可能性について絶えず点検を行う。
- ・ 総務関係事務や複数の組織にまたがる共通の事務については、集約化及びシステム化を進め、定型的業務については派遣職員の活用も検討する。
- ・ PFI手法の活用については、「富山県PFIガイドライン」に基づき、PFIの活用が見込まれ

る事業については導入を積極的に検討し、より良い県民サービスの提供や効率的な事業の執行を図る。

②公の施設の見直しと指定管理者制度の導入について

ア 公の施設の見直し

行革推進会議の提言（緊急、第一次）に基づき、施設の存廃、規模・機能の見直しに取り組む。

イ 指定管理者制度の導入

- ・ 県が直接管理している公の施設については、個別法令等の規定で施設管理者について制限があるものを除いて、その設置目的や性質、管理運営状況等から、県が管理主体である必要性と指定管理者制度導入による効果等の観点から総合的に判断し、制度導入が適当な施設については、今後順次導入する。
- ・ 指定管理者の選定に当たっては原則として公募によることとする。

（3） 定員管理の適正化

- ・ 一般行政部門については、平成17年2月に策定した定員適正化計画をふまえ、一層の職員数の削減に努める。また、教育・警察など特別行政分野や公営企業等においては、法令等による職員配置基準に留意しながら、一般行政部門における削減の考え方を参考に定員の適正化に努める。
- ・ 県全体として、積極的な定員管理に努め、給定員の5.2%の削減を目標として取組みを進める。
(注：新地方行革指針及び行政改革推進法では、4.6%以上の削減を要請)

（4） 給与の適正化

- 給与構造の抜本的な見直し（効果額 年度ベース約△47億円）
給料表の水準を引き下げ（行政職で平均△5.83%）るとともに、最高号給を超える枠外昇給制度を廃止する。
- 勤務実績の給与への反映
勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入するとともに、55歳以上の昇給幅について通常の職員の半分程度に抑制する。
- 退職手当の支給率の見直し
職員の在職期間中の公務への貢献度をより的確に反映した退職手当制度を実施する。
- 特殊勤務手当等の見直し（効果額 約△1億4千万円）
4手当（一部廃止を含む）について廃止するとともに、13手当について支給水準等を見直す。また、農林漁業普及指導手当について、定額化により支給水準を引き下げる。

（5） 市町村への権限移譲

毎年度、市町村に対し、権限の移譲を希望する事務に関する調査を行い、意欲のある市町村からの申し出に基づいて権限の移譲を行うとともに、県においても積極的に移譲を検討すべき事務の基準を設定し、権限の移譲を推進する。

（6） 出先機関の見直し

県内に複数設置されている大規模出先機関（厚生センター、農地林務事務所、農業普及指導センター、土木センターなど）や試験研究機関について、次の視点から検討を進め、そのあり方を見直す。

○大規模出先機関の見直しの視点

- ・道路交通網の整備による時間距離の短縮
- ・市町村合併により、所管区域が単独市町村となった出先機関の支所のあり方
- ・公共事業の規模がピーク時の半分程度となっている農林、土木関係の出先機関のあり方
- ・IT化による電子申請、電子入札等の拡大による効果
- ・出先機関の集約による機能強化の可能性

○試験研究機関の見直しの視点

- ・県立試験研究機関としての設置意義に即した役割・機能
- ・大学、国、民間の試験研究機関との連携強化による県の役割分担の明確化
- ・県民や企業等のニーズに直結した普及指導、試験研究への重点化
- ・研究成果等が県民にわかりやすく利用しやすい体制の構築
- ・地方独立行政法人化の検討

(7) 外郭団体の見直し

行革推進会議の提言（緊急、第一次）に基づき、設立目的を達成した団体の廃止、意義が低下した事業の廃止、経営の改善などに取り組む。

(8) 地方公営企業の見直し

①経営改革

- ア 電気事業 電力自由化の目標年次である平成22年4月をにらみながら、現在の4発電管理所の統合や業務の民間委託などに取り組む。
- イ 水道事業 低廉な水を安定的に供給するため、運転監視業務の委託の拡大などを行うとともに、現在の和田川水道管理所及び子撫川水道管理所の両浄水場の統合を検討する。
- ウ 工業用水道事業 附帯事業であるゴルフ練習場事業について、第一次提言をふまえ、廃止も含めたゴルフ練習場事業のあり方について検討する。
- エ 地域開発事業 駐車場事業については、第一次提言をふまえ、廃止・移譲も含めた事業のあり方について検討する。スキー場事業については緊急提言があり、これを受けて県としては17年度末で県営としてのスキー場事業を廃止することとした。

②給与の適正化

知事部局と同様に、「給与構造の抜本的な見直し」、「勤務実績の給与への反映」及び「退職手当の支給率の見直し」を行うほか、「業務手当の廃止」を行うなど、諸手当の適正化に努める。

(9) 中央病院の見直し

第二次中期経営計画（H18～H22）に基づき、次のような取り組みにより自立性の高い病院運営を実現する。

- ①経営管理体制の強化（新情報システムを活用した経営分析の充実、改善等）
- ②医業収益の確保（平均在院日数の短縮、病床利用率の確保）
- ③費用削減（新物流システムの導入、後発医薬品採用による材料費削減）
- ④業務の再配分及び職員配置の適正化（現業部門を中心とした委託の推進）